

奈良県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、法隆寺西部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十八年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	栗原 文男	生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目三一七
〃	西岡 登	〃 〃 一丁目七一四六
〃	中谷 勝	〃 〃 一丁目五〇八
〃	森本 吉隆	〃 〃 一丁目二〇六
〃	蘓 正春	〃 〃 法隆寺南一丁目九〇三
監事	堀井 久次	〃 〃 法隆寺西一丁目四〇三三
〃	岡田 功	〃 〃 法隆寺南一丁目六一六

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	栗原 文男	生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目三一七
〃	西岡 登	〃 〃 一丁目七一四六
〃	中谷 勝	〃 〃 一丁目五〇八
〃	岡田 功	〃 〃 法隆寺南一丁目六一六
〃	蘓 正春	〃 〃 一丁目九〇三
監事	堀井 久次	〃 〃 法隆寺西一丁目四〇三三
〃	栗原 清	〃 〃 二丁目八一五